

令和4年（ネ）第4161号

控訴人 片倉一美 外

相手方 国

準備書面（7）

（右岸13k～15kと左岸20k～21k（上三坂）の治水安全度と、両区間の堤防整備の順序についての主張の補充）

2024年10月31日

東京高等裁判所 第15民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人	弁護士	坂	本	博	之
同	弁護士	大	木	一	俊
同	弁護士	只	野		靖
同	弁護士	及	川	智	志
同	弁護士	小	竹	広	子
同	弁護士	五	來	則	男
同	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	鈴	木	裕	也
同	弁護士	高	橋	利	明
同	弁護士	田	中		真
同	弁護士	服	部		有

1 右岸13k～15kの治水安全度と堤防整備の順序についての国の説明

1 審原告らが控訴理由書において、乙72の3記載の「流下能力から算出した治水安全度」（流下能力はスライドダウン流下能力による）につき、平成13年当初計画に係る平成13年以降の整備（上段図）と平成24年変更計画に係る平成24年以降の整備（下段図）とを比較すると、13k～15kにおいて、平成24年以降の整備（下段図）では、1/10未満がなくなったり、1/30以上になったりして、平成13年以降の整備（上段図）よりも高くなっていることを指摘した（53頁）。

これに対して、国は、控訴答弁書第4の5(ウ)において、治水安全度が高くなっていることを認めたうえ、治水安全度は依然として低く、自然の作用により一時的に河道状況が変化して、治水安全度が高くなったとしても、土砂の堆積等により再び治水安全度が低くなる可能性もあることから、堤防整備の必要性の程度に変わりはないと主張した（43頁）。

2 右岸13k～15kと左岸20k～21k（上三坂）の治水安全度と両区間の堤防整備の順序の合理性についての一審原告ら準備書面(1)による反論

国の上記主張を受け、スライドダウン流下能力について精査したところ、関係部分は下表のとおりであった（単位 m^3/s ）。

平成13年計画				平成24年計画			
右岸13.00k～15.00k		左岸20.00k～21.00k		右岸13.00k～15.00k		左岸20.00k～21.00k	
距離標k	流下能力	距離標k	流下能力	距離標k	流下能力	距離標k	流下能力
13.00	4,151	20.00	2,915	13.00	4,436	20.00	3,136
13.25	3,276	20.25	2,799	13.25	3,265	20.25	2,929
13.50	3,204	20.50	2,956	13.50	3,608	20.50	3,093
13.75	3,750	20.75	2,966	13.75	3,860	20.75	3,256
14.00	3,222	21.00	3,132	14.00	3,479	21.00	3,303
14.25	3,171			14.25	3,315		
14.50	3,141			14.50	3,216		
14.75	2,881			14.75	3,278		
15.00	3,081			15.00	3,383		

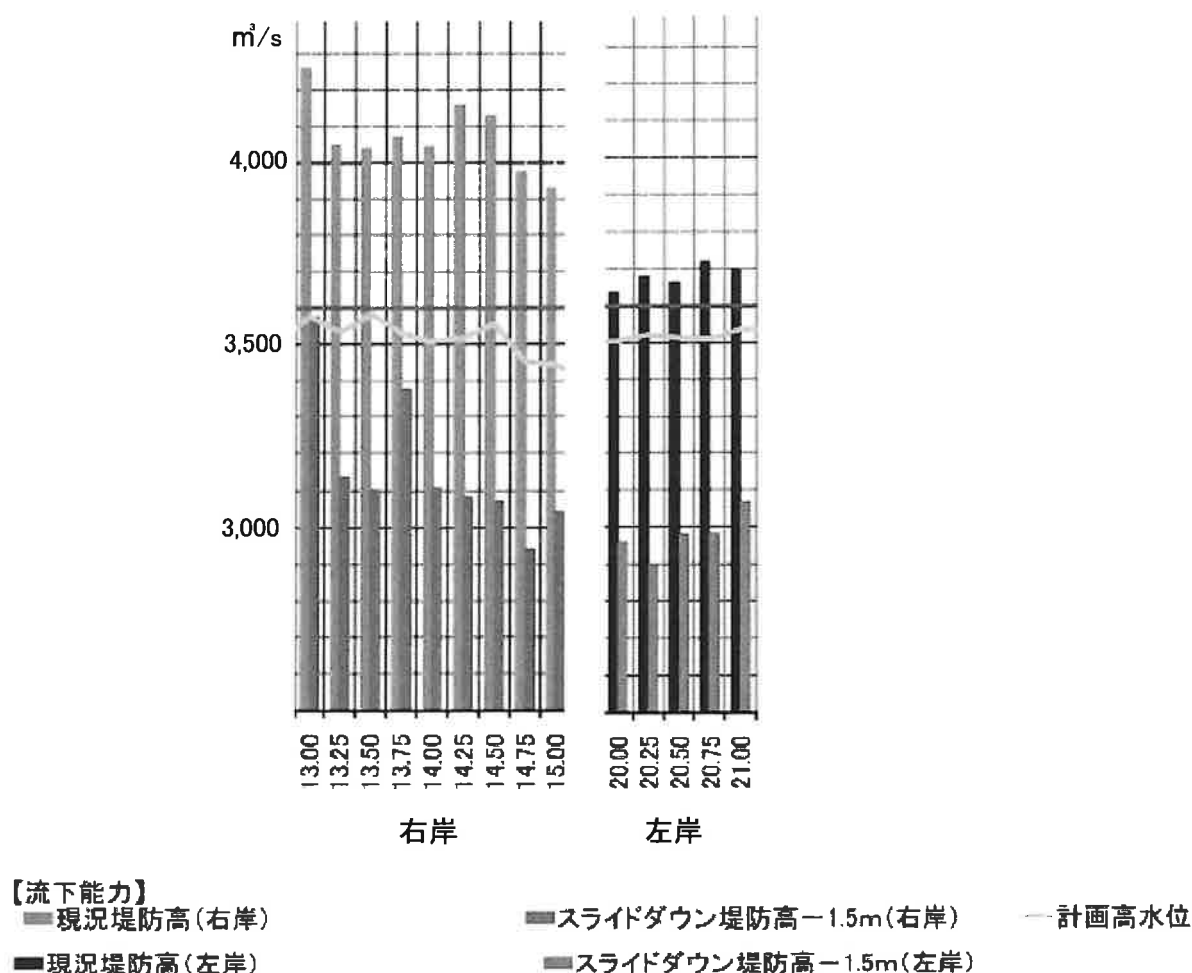
平成13年計画は、訂正後平成13年度鬼怒川流下能力算定表(乙80)による。

平成24年計画は、平成23年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料(甲41)流下能力評価表による。

そこで、一審原告らは、既に行っている現況堤防高及び同流下能力並びに詳細測量による現況堤防高（左岸20.98kは、現況堤防高がこれ以上なければならない高さ

の計画高水位を下回っていた) だけでなく、スライドダウン流下能力にも基づいて、下記の主張をした(一審原告ら準備書面(1) 64～65頁)。

- (1) 国がスライドダウン流下能力を主張し、かつ、右岸13k～15kは、平成13年当初計画では、平成24年変更計画よりも治水安全度が低かったと述べているので、念のため、平成13年度測量結果に基づく同流下能力によってみると、右岸13.00k～15.00kは、9箇所中、14.75kが2880 m^3/s 、15.00kが3080 m^3/s であるが、その他は3140～3750 m^3/s である。これに対し、上三坂は、5箇所中、21.00kが3130 m^3/s であるが、その他は2800～2970 m^3/s である。スライドダウン流下能力でみても、右岸13.00k～15.00kは、上三坂に比べて、全体として大きいのである(図で示している控訴理由書図表7【引用注：該当部分は下図のとおり】のスライドダウン堤防高－1.5mの流下能力も参照)。



- (2) 平成24年変更計画はもちろん、平成13年当初計画でも、右岸13.00k～15.00kの治水安全度は、上三坂と比べて、現況余裕高流下能力において大きいだ

けでなく、国の主張するスライドダウン流下能力においても、全体として大きいのである。

国は、右岸 13.00k～15.00k は、治水安全度は依然として低く、一時的に治水安全度が高くなったとしても、再び治水安全度が低くなる可能性もあることから、堤防整備の必要性の程度に変わりはないと主張するが、右岸 13.00k～15.00k の治水安全度は、平成 24 年変更計画はもちろん、平成 13 年当初計画でも、上三坂に比べて高いのであるから、上三坂に優先して堤防整備を行う必要性については、根拠のないものである。

3 上記一審原告らの主張に対する国の準備書面(13)による反論

国の反論は、以下のとおりであった（国の準備書面(13)22 頁～）。

そもそも堤防整備の順序については、治水安全度や下流原則とともに用地取得の状況や周囲の堤防整備の状況等を踏まえた堤防整備の効率性といった要素も考慮して決定されるものであるから、この点を踏まえずに上三坂地区の堤防整備を右岸 13.0 km から 15.0 km までの堤防整備に優先すべき旨の一審原告らの主張は根拠がない。

一審被告控訴答弁書第 4 の 5 (ウ) (43 頁) で述べたとおり、右岸 13.0 km から 15.0 km について、治水安全度は依然として低く、また、自然の作用により一時的に河道状況が変化して治水安全度が高くなったとしても、土砂の堆積等により再び治水安全度が低くなる可能性も十分考えられることから、上記程度の治水安全度の変化をもって、堤防整備の必要性の程度に変わりはないものであり、用地取得が完了した段階で堤防整備を実施したものである(乙第 91 号証)。

このような事情に照らせば、右岸 13.0 km から 15.0 km の堤防整備を実施したこと自体が格別不合理であるとはいえない。

4 国の上記反論について

国は、右岸 13 k～15 k の堤防整備を上三坂に優先して実施すべき具体的事情を何も主張せず、抽象的な一般論、それも、大東水害最高裁判決の判示する、堤防の安全性を高めるなどの治水事業（河川改修）を改修の必要性・緊急性の程度の高いものつまり安全性の低いものから逐次、段階的に実施していく河川管理における瑕疵判断基準に示された諸制約（財政的、技術的及び社会的制約）について主張するわけでも

なく、単に堤防整備の効率性を主張するだけである。そして、具体的事情と合理性については、当該箇所の用地買収と堤防整備を、用地買収が殆ど終了していた上三坂の堤防整備に優先して行ったことについての堤防整備の効率性を含む事情とその合理性についての主張はなく、上記控訴答弁書の主張を繰り返し引用し、当該箇所の「堤防整備を実施したこと自体」の事情とその合理性の主張をしているだけである。

右岸 13k～15k の治水安全度は、国の主張するスライドダウン流下能力によっても、平成 24 年変更計画はもちろん、これより治水安全度が低かったという平成 13 年当初計画でも、上三坂に比べて高いこと、このことから上三坂に優先して堤防整備を行う必要性には根拠がないことについて、国は、具体的な反論ができず、認めざるを得ないのである。

5 結論

国は、鬼怒川下流部の堤防整備において、現況堤防高及び同流下能力並びに詳細測量による現況堤防高（左岸 20.98k は、現況堤防高がこれ以上備わっていなければならない高さの計画高水位を下回っていた）だけでなく、スライドダウン流下能力によっても治水安全度の低い上三坂の左岸 19.75k～21.25k（1.5km）について、平成 21 年度末において、堤防整備工程において最後となる最上流の延長距離約 93m を残して約 94% の用地買収を終了していた。にもかかわらず、乙 72 の 3 整備概要図 2 下段（平成 24 年以降の整備）のとおり、平成 22 年度以降は、堤防整備の効率性からも実施すべき、僅かな残りの用地買収を行って堤防整備済みの 19.75k 下流に連続する堤防整備を行うことをせず、これを後回しにし、より治水安全度の高い右岸 13.00k～15.00k について、13.00k～14.25k の用地買収を平成 23 年度～25 年度に行い、平成 26 年度に、13.00k～14.50k の堤防整備を完了させ、平成 27 年度に 14.50k～15.00k の堤防整備を行っていたものである（一審原告ら準備書面(1) 66～67 頁）。

このような堤防整備の順序は、堤防の安全性を高めるなどの河川改修は改修の必要性・緊急性の程度の高いものつまり治水安全度の低いものから逐次、段階的に実施していくとする大東水害最高裁判決の瑕疵判断基準に照らし、明らかに不合理である。

以上